

相続による未登記家屋の名義変更に必要な書類一覧

遺産分割協議による相続

書類名	取得場所など
遺産分割協議書	相続人全員が協議をして実印を押印
相続人全員の印鑑登録証明書	相続人それぞれがお住まいの市区町村役場
被相続人の出生から死亡までの 連続した戸籍謄本 (除籍謄本、改製原戸籍謄本など)	本籍地の市区町村役場
又は、法定相続情報一覧図の写し	法務局

遺言書による相続

書類名	取得場所など
遺言書	・公正証書による遺言の場合、正本又は公証役場が発行した謄本 ・法務局で保管していた場合、遺言者情報証明書 ・上記以外の自宅保管等の場合は、遺言書と併せて家庭裁判所で検認を受けたことがわかる証明書
被相続人の死亡日が記載された戸籍謄本または除籍謄本	本籍地の市区町村役場
新名義人（相続することとなった相続人）の戸籍謄本（または抄本）	本籍地の市区町村役場

法定された割合による相続（相続人が一人しかいない場合など）

書類名	取得場所など
被相続人の出生から死亡までの 連続した戸籍謄本 (除籍謄本、改製原戸籍謄本など)	本籍地の市区町村役場
又は、法定相続情報一覧図の写し	法務局

※上記以外の書類の提出を求めることがあります。

戸籍の取得について

戸籍謄（抄）本（除籍、改製原戸籍含む）は、令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村窓口でも広域交付請求ができるようになりました。戸籍の広域交付請求は、請求できる方が限られているほか、交付に時間がかかる場合もあります。詳細はお近くの役場の戸籍担当課にお問い合わせください。

【未登記家屋に関するお問い合わせ】

苫小牧市財政部資産税課家屋係(市役所2階34番窓口) ☎0144-32-6268